

第 5 期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる意見整理
「地域密着型サービス拠点の整備促進」

【総論】

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、24 時間体制で支える拠点の整備促進が望まれる。

【施策別の提言】

1 全般的な事項

平成 18 年に創設された地域密着型サービスは、公募により整備が進められているが、サービス種類によっては計画通り整備が進んでいないものがある。

第 5 期においては、引き続き地域バランスを考慮しながらサービス利用見込みに基づき適切な整備が促進されることが必要である。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及促進のため、居宅サービス指定についての東京都知事との協議制の活用を検討すべきである。その際、必要な居宅サービス受給の妨げとならないよう配慮されたい。

2 個別事業

(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特別養護老人ホームは、経営上の難しさ等の理由から応募がない。このため、単体としての整備目標は設定を見送ることはやむを得ない。広域型の特別養護老人ホームとあわせた整備目標の設定を図るべきである。ただし、一般的に入所者が少人数である方が、より目の行き届いたケアが期待できる等の利点があることから、小規模特別養護老人ホームの整備についても相談があった場合には積極的な対応が求められる。

また、小規模特別養護老人ホーム整備促進の観点から、区独自の整備費補助金に加えて独自報酬の設定についても検討が望まれる。

(2) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症症状を有するものの、身体機能がそれほど低下していない高齢者の生活拠点として開設後 3 か月程度でほぼ定員が満たされるなど高いニーズがあることから、引き続き整備促進を図る必要がある。

なお、所得が低い方の入居が容易になるよう、公有地活用による家賃の抑制等の施策の検討が望まれる。

(3) 小規模多機能型居宅介護

「自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたい」と希望している多くの高齢者に対

して、必要なサービスを柔軟に提供できることから、潜在的ニーズは高い。地域バランスを考慮しながら整備促進を図るべきである。

一方で、サービスの内容や利用方法を知らない高齢者等が多いことから、一層の制度の周知が求められる。

(4) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の症状が重く、一般型デイサービスの利用が困難な方を中心に今後もニーズが高まるものと考えられ、また、家族のレスパイトケアの観点からも充実を図ることが求められる。

一方で、一般型デイサービスに比べ介護報酬が高いため利用が促進されないという現状があることから、利用促進を図る方策の検討が望まれる。

(5) 夜間対応型訪問介護

現在の利用者の状況から新たな整備は行わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とあわせて利用の拡大を図るべきである。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24 時間定期巡回・随時対応サービス）—新規サービス

月 30 回以上訪問介護を利用する方の状況や特別養護老人ホームの待機状況などからニーズは高いと考えられる。国の動向を踏まえつつ、積極的な検討が必要である。

なお、利用者による選択が可能となるよう、圏域ごとに複数拠点の整備の検討が望まれる。

(7) 複合型サービス—新規サービス

認められるサービスの組み合わせ等が明らかになっていないことから、国の動向を踏まえつつ、検討が望まれる。

第 5 期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる検討課題
「地域密着型サービス拠点の整備促進」

【目標】

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、24 時間体制で支える拠点を整備促進します。

【施策の方向性】

平成 18 年に創設された地域密着型サービスについては、第 3 期、第 4 期と日常生活圏域ごとのサービス利用見込み量から、圏域ごとにサービス事業所の整備数を定め、公募により整備を進めてきました。

それにより、一定程度の整備は進んできましたが、サービス種類によっては計画通り整備が進んでいません。

第 5 期においても、地域バランスを考慮しながらサービス利用見込み量に基づき公募による整備促進を図ります。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス提供見込量の確保のため、介護保険法の改正で導入された居宅サービス指定についての東京都知事との協議制の活用を検討します。

【事業ごとの方向性と課題】

(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

広域型（定員 30 人以上）に比して安定的な経営が困難と言われており、平成 18 年から公募を行っていますが、応募がありません。このため、広域型特別養護老人ホームの整備を基本とします。特別養護老人ホームの待機者が多いところから地域密着型介護老人福祉施設の整備について相談があった場合には積極的に対応します。

(2) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

平成 23 年度末には 28 か所（定員 465 名）になる見込みです。

認知症症状を有するものの、身体機能がそれほど低下していない高齢者の生活拠点として開設後 3 か月程度でほぼ定員が満たされるなど高いニーズがあることから、引き続き整備促進を図ります。

なお、整備については、小規模多機能型居宅介護との併設を基本とします。

(3) 小規模多機能型居宅介護

平成 23 年度末には 12 か所（登録定員 300 名）になる見込みです。

高齢者基礎調査において、高齢者、これから高齢期を迎える方の双方において、5 割近くの方が「自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたい」と希望されており、介護施設の利用を

希望される方は1割程度です。小規模多機能型居宅介護は、認知症を有する方など、住み慣れた地域で在宅生活を継続したい高齢者に対して、必要なサービスを柔軟に提供できることから、潜在的ニーズは高いと考えています。

居宅介護支援事業所の39.8%が小規模多機能型居宅介護事業所の整備の必要性を感じているものの、33.3%が「小規模多機能型居宅介護事業所の数が少ない」こと、43.5%が「利用者がサービスの内容や利用方法を知らない」ことを課題としています。

地域のバランスを考慮しながら、整備促進を図ります。あわせて制度の周知により利用の促進を図ります。

(4) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

平成23年度末には19か所（定員230名）になる見込みです。

認知症の症状が重く、一般型デイサービスの利用が困難な方を中心に今後もニーズが高まるものと考えられます。家族のレスパイトケアの観点からも充実を図ります。

(5) 夜間対応型訪問介護

平成22年末には2か所目となる事業所が開設されました。現在の利用者の状況から新たな整備は行わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とあわせて利用の拡大を図ります。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間定期巡回・随時対応サービス）—新規サービス

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービスとして創設されました。

月30回以上訪問介護を利用する方の状況や特別養護老人ホームの待機状況などからニーズは高いと考えられます。国の動向を踏まえつつ、積極的に検討します。

なお、利用者による選択が可能となるよう、圏域ごとに複数拠点の整備を検討します。

(7) 複合型サービス—新規サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスとして創設されました。1つの事業所から、サービスが組み合わせ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能といわれています。

一方で認められるサービスの組み合わせ等が明らかになっていないことから、国の動向を踏まえつつ、検討していきます。